

事 務 連 絡
平成14年12月2日

化学物質の分配係数（1-オクタノール/水）測定方法について

経済産業省製造産業局化学物質管理課長

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づく「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（昭和62年3月24日薬発第291号及び62基局第171号、厚生省薬務局長及び通商産業省基礎産業局長連名通知）が平成14年12月2日に改正されたことに伴い、「化学物質の分配係数（1-オクタノール/水）測定方法について」（昭和62年3月31日 基礎産業局化学品安全課）及び「化学物質の分配係数（1-オクタノール/水）測定方法について」（昭和63年1月26日 基礎産業局化学品安全課）（以下「課名通知という」）については、下記第1のとおり取り扱うこととし、課名通知により得られた知見については下記第2のとおり取り扱うこととする。

記

第1 課名通知の取り扱い

平成15年1月2日をもって課名通知による取り扱いは行わないこととする。

第2 課名通知により得られた知見の取り扱い

平成15年1月2日以前に課名通知に基づき開始された試験により得られた知見については、引き続き魚介類の体内における濃縮度を判定するための知見として取り扱うこととする。